

(社) 日本トリアスロン連合 公認審判員 (第3種/第2種) 更新講習会規定

(社) 日本トリアスロン連合 公認審判員 (第3種/第2種) 更新講習会規定 [\(PDF版\)](#)

1. 開催目的

- (1) 本更新講習会規定は、第3種と第2種公認審判員(有効期限4年)の更新を目的とする。
- (2) J T U設立以前から顕著な貢献をしてきた審判関係者に相応の資格を認定する。
- (3) 大会主催関係者や競技者自身の受講を奨励し、総合的な技術向上を図る。

2. 受講の奨励と更新時期

- (1) 公認審判員資格者は、講習会や勉強会には毎年に参加を奨励する。
- (2) 更新時期は、有効期限が満了する年度に受講することを原則とする。ただし、この年度内に正当な理由により受講できないときは、次のいずれかに該当し、所属団体に「理由書」と「実績を証明する書類」を提出し、認められたときはこの限りではない。
 - ①複数の大会での継続的な審判実績や報告書などが優れていると認められたとき。
 - ②有効期限が満了する2年前に更新講習会を受講しており、研究発表などが優れていると認められたとき。
 - ③更新講習会の講師としての優秀な実績が認められたとき。
 - ④有効期限内のトリアスロンの発展に優れた功績が認められたとき。

3. 開催基準

- (1) J T U加盟団体が主催・運営する。開催日は適宜、主催団体が決定する。
<備考>第3種については、全国一斉試験にあわせ、公認試験開催日の午前中に実施することができる。
- (2) 開催概要、手続きなどはJ T U基準を尊重し実施する。また、開催に当たっては、J T Uに事前に概要を報告する。

4. 受講資格

- (1) 第3種および第2種公認審判員資格の更新を希望する者。J T U加盟団体／J T U登録者(該当年度と翌年度の年会費支払い済み)であること。
- (2) 更新希望者以外でも、審判技術向上のために受講を希望する者。
- (3) 「第3／2種」の有効期限が過ぎている者、以前に推薦を受けていたが明確な指示がなく手続きが不十分であった者で、再度、資格取得を希望する者。
- (4) 所属団体またはJ T U理事長が、第3種あるいは第2種と同等の経験と知識を有すると認めた者。
- (5) 管理責任者の判断により、大会主催関係者や競技者のオブザーバー出席を認める。

5. 受講料等の経費

- (1) 主催団体は、開催経費の一切を負担する。
- (2) 受講料(更新講義、一般講義)は、主催団体が決定するものとする。ただし、第3種3,000円、第2種5,000円を基準とし、低額での実施を奨励する。

6. 講師と管理責任者

- (1) 「第3種の講師」は、第2種以上または同等の資質を有する者(第3種でも経験資質とも十分な者)がこれにあたる。また、講師補佐を置く。講師は、主催団体が任命する。
- (2) 「第2種の講師」は、第2種上級または同等の資質を有する者(第2種でも経験資質とも十分な者)がこれにあたる。また、講師補佐を置き、専門分野の有識者の特別講義を設定することができる。講師は、主催団体が推薦し、J T U理事長が任命する。
- (3) 講師等の日当は、3,000円～6,000円を基準とする。
- (4) 主催団体の代表、またはこれが任命した管理責任者が、講義に立ち会う。

7. 講習基本内容

<第3種更新の講習例> 基準3時間30分以上

- (1) トリアスロン一般常識 講義(30分)
- (2) 競技・競技運営規則 講義(120分)

(審判事例・実施例を含む)

(3) 質疑応答と意見交換(60分)

<第2種更新のための講習例> 基準6時間以上

(1) トリアスロン全般 講義(60分)

(2) 競技・競技運営規則 講義(120分)

(審判事例・実施例が中心)

(3) 研究発表、意見交換、実技など(180分)

(4) 受講者は、各自、研究発表を行うものとする。事前に書面で提出することを奨励する。

<第3種と第2種更新の共通実施>

(1) 第3種と第2種を共通で実施する場合、規定の3時間30分を共通とし、第2種更

新者の第2次講習を別に行うことができる。

(2) 第2次講習会は、各自の研究発表などを含み3時間以上の講義/勉強会を行う。

8. 審査と認定

(1) 管理責任者は、講習会が正しく行われたことを主催団体の長に報告し、承認を受ける。

(2) 「更新者の名簿一覧、更新申請書のコピー」と「更新手数料の送金証コピー」

および「講習会実施概要」をJTUに送付する。

(3) 受講者の更新は、JTU理事長の承認を得て、会長が認定する。

(4) JTUは、新たな審判員証(無記名、JTU認印付き)を発送する。

(5) 主催/所属団体は、審判員証に必要事項を記入/捺印し、更新者に送付する。

必要事項の記入は、主催/所属団体あるいは更新者自身のいずれかが行う。

9. 備考

(1) 「JTU公認審判員(第3種/第2種)更新講習会規定」では、「JTU公認審判員

(第3種/第2種)認定試験規定」で規定された共通項目を、簡略化あるいは省略した。

そのため、全体について認定試験規定の該当項目に準じるものとするが、特に、次の

基本部分を参照すること。「開催基準。受験資格。受験者の目標と心得。受験者の持参物。

主催者の事前業務。開催経費と収支。受験料等費用。試験会場の基本設備。受付と試験の実施。試験後の業務」

(2) 第2種以上を対象とした上級レベル講習・勉強会の毎年開催を推進する。
ブロック

主催を基本とし、技術審判業務の質的向上を図る。